

# 7/13 三者協議開始決定！

## 三鷹事件「再審」 証拠開示を求める集い

2011年11月に、三鷹事件の再審を遺族・弁護団が申し立て、東京高裁第四刑事部で審理されてきましたが、本年7月13日に裁判所・検察・弁護団による第1回三者協議（進行協議）が開かれることになりました。

再審申立から8ヵ月。他の再審請求事件と比べると異例ともいえるべき短期間での協議開始です。

この三者協議（進行協議）の報告を受けるとともに、他の再審請求事件の弁護団報告と合わせ、今後の再審実現に向けた道筋を明らかにします。



三鷹事件（1949年7月15日）

### ■日時

2012年7月13日（金）

18:30～20:00

（開場18:10）

### ■会場

日比谷図書文化館大ホール

東京都千代田区日比谷公園1-4

■資料代 500円

### ■内容

- 三鷹事件再審・三者協議の弁護団報告
- 他の再審裁判弁護団の報告（予定）
- ・ゴビンダさん事件（東電OL殺人事件）
- ・名張毒ぶどう酒事件
- ・狭山事件
- ・袴田事件
- ・布川事件
- 竹内景助氏のご遺族からのメッセージ
- 三鷹事件犠牲者のご遺族からのメッセージ



### 竹内景助さんは無実だ！ 三鷹事件再審を支援する会

東京都三鷹市下連雀 3-6-51-301  
(TEL)0422-26-8029  
(FAX)0422-42-5803

# 三鷹事件と 再審請求

## 謎の鉄道事件

「三鷹事件」は、1949年7月15日に起きた電車の暴走・転覆事件である。その日の夜、国鉄（現JR）中央線三鷹駅に隣接した三鷹電車区の電車が突然暴走し、三鷹駅の車止めを突破、駅の乗降客6名を死亡、12名を負傷させた。

その前後に起こった下山事件・松川事件と合わせて戦後鉄道三大事件と呼ばれ、今なお謎の多い事件の一つだ。

裁判は、翌50年8月の判決で、共産党と組合の共同謀議に基づく共同犯行という検察側の主張を「空中の楼阁」として退け、竹内景助さんの単独犯行と断定し、無期懲役を言い渡した。51年の第2審は、1回の事実調べをすることもなく竹内さんに死刑判決を下し、55年、最高裁は8対7の僅差で上告を棄却し死刑を確定した。

## 「くやしいよ！」

その後、竹内さんは無実を訴え56年より再審請求を続けた。再審を求める署名は80万に達し、東京高裁樋口勝裁判官を動かした。

樋口裁判官は、66年7月再審の書面審理を開始、竹内さんの妻政さんと面会。10月には弁護団に「竹内の主張を聞き結論を出したい」と告げている。しかし、このころから竹内さんの体調は異常をきたし、67年1月、脳腫瘍のため45歳で亡くなった。

我が国で最初となったであろう死刑囚再審開始を目前にしてのことであった。彼の最後の言葉は「くやしいよ！」という一言だった。



故・竹内景助氏

## 死後再審を申し立て

2010年、竹内景助さんのご長男が再審を決意、三鷹事件再審弁護団が結成された。父親が死刑囚のまま獄死したことを周囲に言えずに生きてきた家族の皆さんの痛みは計りしれない。

翌11年11月10日、竹内さんの死後44年を経て、遺族・弁護団が無念を晴らすべく再審を申し立てた。

無実を証明するものとして、①電車を暴走させる操作は「一人ではできない」とする専門家の鑑定書、②「事件当夜、竹内さんを見た」という証人が「警察に言われた」とうち明けた知人の供述書、③事件発生時刻には、竹内さんは電車区内の風呂場にいたとする上司等の供述書をはじめ、28点の新証拠を提出した。

申立は受理され、東京高裁第四刑事部に係属している。弁護団は再審を開始させるため、事件に関する未提出証拠の開示を求め、「支援する会」は東京高検に向けての署名を行うことを決めた。



2011年11月10日、東京高裁に再審申立

皆様のご協力をお願いします。

### 「三鷹事件再審を支援する会」に入ろう

会員となっただけの方は、郵便振替用紙に必要事項をご記入の上で、下記の口座に年会費（個人は一口：1000円）をお振り込みください。また、裁判を支えるために、カンパをお寄せ下さい。

郵便振替口座：

00130-0-781840

名義人 三鷹事件再審を支援する会

●「支援する会」の必要事項＝氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス（お持ちの方）